

令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

- (4) 騒音・振動・悪臭防止対策の推進
- ② 規制地域等の必要に応じた見直し

(1) 事業目的

騒音に係る環境基準※1は環境基本法第16条の規定に基づき、生活環境を保全し、維持されることは望ましい基準として定められており、環境基準の地域の類型を当てはめる地域は、市の区域内の地域については市長が、その他の地域については知事が指定することとされています。

(2) 取組状況

8市2町※2で都市計画区域を対象に当てはめを行っています。
地域類型指定市町については、土地利用の実態に合わせて見直しを行うとともに、未指定町村についても、実態を把握した上で必要に応じて地域類型を指定していきます。

《用語解説》

※1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定されます。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用されます。

※2 騒音に係る環境基準類型指定地域

安来市、松江市、雲南市、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市、奥出雲町、川本町

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379